

医療・介護総合推進法案 成立

本日、参議院本会議が開催され、医療・介護総合推進法案が、成立しました。

6月17日、参議院厚生労働委員会が開催され、津田弥太郎議員が50分にわたる質疑を行いました。その後、民主党、日本維新・結いの党、みんなの党、共産党、社民党が反対の立場から討論を行い、討論終了後採決が行われ賛成多数で可決されました。

今回の改正の問題点は、サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用から歯科技工士国家試験の全国統一化に至る、19本もの改正法を一括して束ねた前代未聞の形式をとっていることです。各改正法の内容はいずれも重く、本来であればそれだけで相当の審議時間が必要な大改正です。政府は一括法とした理由について、医療と介護を一体的に整備するためとしています。こうした方法が慣例となってしまうと、改正項目ごとの十分な審議ができず、国会審議が形骸化することになります。

介護の分野では、介護予防給付の中で大きな比重を占める訪問介護と通所介護を保険給付から外すとされています。これは、要件に該当すれば権利としてサービスが受けられる保険給付から、市町村の裁量でサービスが行われる、いわば「措置」への逆戻りになり、介護保険創設当時の理念である「介護の社会化」が、自助を中心とする介

護へ変わってしまうこととなります。また、安倍政権は、女性の活用を掲げる一方で、女性が多くを占める介護離職や家族介護者支援の問題には何ら解決の道筋を示さず、さらに介護人材確保策についても、ボランティアやNPOに頼るとするだけで、基盤整備策について有効な対策が見受けられません。

今回の改正は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、限られた医療・介護資源を有効に活用することが目的であったにもかかわらず、それを実行するための十分な財源が確保されていません。消費税の引き上げにより、今年度は約5兆円の増収になりますが、社会保障の充実に充てられるのはわずか5千億円弱です。このような多くの問題を残したまま、数の横暴で押し切られてしまいました。

なお、参議院厚生労働委員会では、各党共同提案による22項目にわたる附帯決議が賛成多数で、採択されました。

また、連合・神津事務局長は談話で「連合は、『働くことを軸とする安心社会』の実現に向け、構成組織・地方連合と連携を強め、附帯決議に盛り込まれた内容の確実な実現を求めて引き続き政府への働きかけを進めていく」と述べました。

【参議院厚生労働委員会・附帯決議（介護の部分）概要】

1. 介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行にあたっては、専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なガイドラインの策定を行った上で、利用者のサービス選択の意思を十分に尊重するとともに、地域間においてサービスの質や内容等に格差が生じないよう、市区町村に対し財源の確保を含めた必要な支援を行うこと。
2. 軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう適切な措置を講ずること。
3. 補足給付に対し、資産を勘案するに当たっては、不正申告が行われぬよう、公平な運用の確保に向け適切な措置を講ずること。
4. 一定以上所得者の負担割合引き上げに際し、基準額を決定するに当たっては、所得に対して過大な負担とならないようにするとともに、必要なサービスの利用控えが起きないよう十分に配慮すること。
5. 介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善、労働環境整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。
6. 介護の現場において、要介護者個々の心身状態に応じた密度の高い支援を適切に実施することができる有資格者による介護を行うこと。